

平成30年度

岡山県海面利用協議会資料

日 時：平成31年2月19日（火）
午後1時30分から

場 所：ピュアリティまきび
岡山市北区下石井2-6-41

岡山県農林水産部水産課

<目次>

- 1 平成29、30年度協議会の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 平成29年度岡山県海面利用協議会の概要
 - (2) 平成30年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要

- 2 遊漁の現状及び問題点について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 小型船舶在籍数の推移について
 - (2) 遊漁船業者について
 - (3) 火光を利用する釣（夜たき釣）について
 - (4) 笠岡地区海洋牧場について
 - (5) 牛窓地区保護水面について

- 3 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について・ 10
 - (1) 平成30年度普及・啓発、指導実績
 - (2) 平成31年度普及・啓発、指導計画

- 4 香川・岡山広域海面利用協議会委員（案）について・・・・・・・・・・・・ 11

1 平成29、30年度協議会の概要について

(1) 平成29年度岡山県海面利用協議会の概要

①日時・場所 平成30年2月19日（月）午後1時00分～ ピュアリティまきび

②会議の概要

ア 平成28、29年の協議会の概要について

- ・平成28年度岡山県海面利用協議会の概要について報告した。
- ・平成29年度香川・岡山広域海面利用協議会について報告した。

【委員の意見】

- ・ 遊漁船の利用者には桜マークが付いたライフジャケットを着ている人はほとんど見ない。遊漁船の利用者は船舶検査が関係ないので、値段が安い桜マークが付いていないものを着ている場合が多い。

イ 遊漁の現状及び問題点について

- ・ 夜たき釣について、現況と取締船による巡回指導や取締の他、パンフレット配布等の周知を継続して行ったことを報告した。
- ・ 笠岡地区海洋牧場の周知啓発状況と取締船等による巡回指導の状況を報告した。
- ・ 牛窓地区保護水面の周知啓発状況と水産課及び水産研究所職員による巡回指導の状況を報告した。

【委員の意見】 特段の意見なし

ウ 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

平成29年度の普及・啓発、指導実績及び平成30年度の計画について報告した。

【委員の意見】 特段の意見なし

エ 遊漁に係る規制について

ボラ等4魚種の採捕禁止期間の削除及び、岡山県内で問題になっている遊漁者等による漁具漁法の規制について報告を行い、意見交換を行った。

【委員の意見】

- ・ 規制の方向性はしかたがない。規制が変わる際には海の手帳の記載も編集していただきたい。
- ・ カニ釣りは組合から旗をもらって獲っていると聞くが、統数を制限しているのではないのか。
→昔からある漁法のかにすくい網漁業のことで、児島湾内のみ児島湾漁連が内部で取り決めをして統数制限をしているが、この漁法は自由

漁業なので、漁師であれば操業できる。問題となっている漁具によるカニ釣りについては現在規制がない。

(2) 平成30年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要

①日時・場所 平成30年7月25日(水)午後2時00分～
香川県庁12階 大会議室

②会議の概要

ア 海面利用協議会の概要

平成29年度香川・岡山広域海面利用協議会及び両県で開催した海面利用協議会の概要について報告した。

【主な意見】 特段の意見なし

イ 両県における海面利用の現状について

小型船舶の在籍数の推移、遊漁船業者の登録状況に加え、遊漁者への海面利用のルールやマナーなどの啓発状況及び現地での指導状況について報告した。

【主な意見】 特段の意見なし

ウ その他

岡山県が、遊漁者等の漁具漁法の制限に関する検討状況について報告した。

香川県が、イイダコ遊漁の今後の対応について報告した。

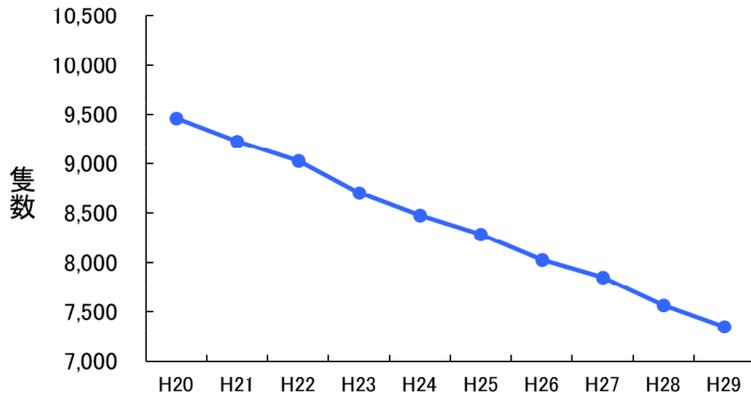
【主な意見】

- ・ ガザミは年々少なくなっている。今年は特に少ない。
- ・ 香川では産卵時期のガザミが底びきにかかったときは再放流しており、漁協が1匹400円で買いとっている。そのくらいの資源管理をしても遊漁者ががんがん釣るとなると、その意義がわからなくなる。
- ・ 周知の際は「なぜ規制をやるのか」というところに県はエネルギーを費やしてほしい。メディアなどに協力いただき、何のためになぜ規制をやっているのかを周知徹底しないと一般の方には何のためにそんなことを県が言っているのかわからない。
- ・ 遊漁者向けの規則等は一般の釣り客はあまり知らないと思う。一番周知できるのはマリーナ、遊漁船や釣具店と思うので、県はそういったところに出向いて行って訴えなければならいのではないか。
- ・ イイダコだけの問題でなく魚全体が非常に少なくなっている。漁業者、遊漁者お互いが「どうしたら資源が回復するのか」を考えていく必要がある。お互いが困ることになる。
- ・ 稚魚の放流や禁止期間などを考えていただいているが、笠岡の海洋牧場のような保護区を増やすべきだと思う。

- 以前は工場排水等で富栄養化が問題になっていたが、今は排水規制が強化され海がきれいになった。しかし、逆に海に栄養がなくなってしまっている。
- 地元でも下水道の基準値をもっと緩くした方が良いのではないかという意見もある。
- 先日の集中豪雨で岡山の河川に係留している船が数隻転覆して海に流れてきたが、規制等はないか。
→本来係留すべきでないところに係留しないようにする指導はそれぞれの部署で引き続きさせていただく。(岡山県水産課)

2 遊漁の現状及び問題点について

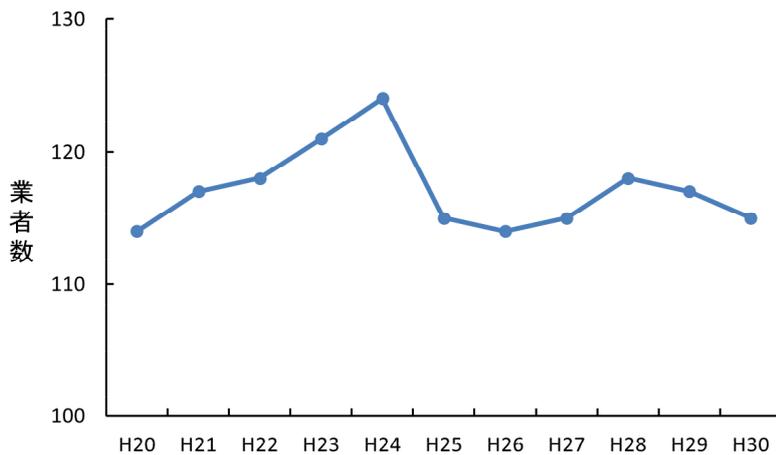
(1) 小型船舶在籍数の推移について



年度	隻数
H20	9,464
H21	9,227
H22	9,027
H23	8,708
H24	8,478
H25	8,287
H26	8,031
H27	7,855
H28	7,567
H29	7,349

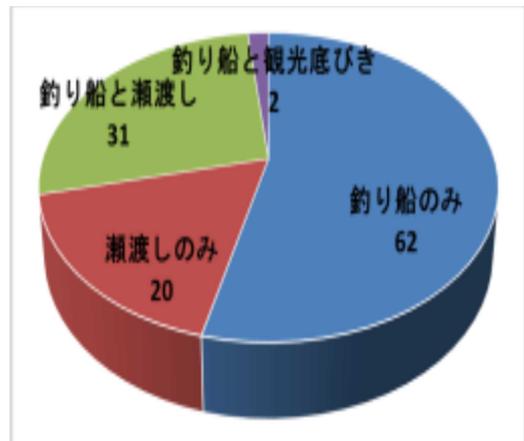
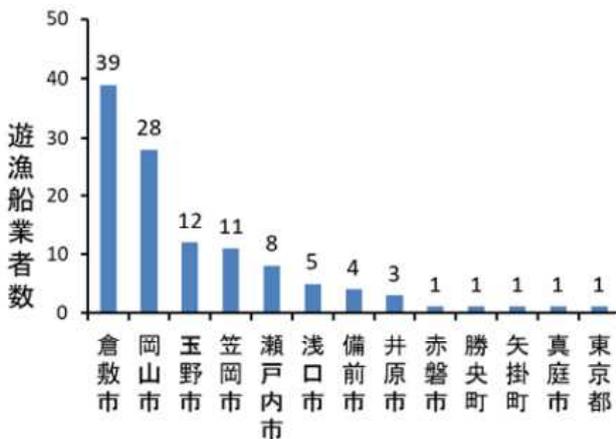
※ 日本小型船舶検査機構資料による

(2) 遊漁船業者について



年度	業者数
H20	114
H21	117
H22	118
H23	121
H24	124
H25	115
H26	114
H27	115
H28	118
H29	116
H30	115

※ 平成21年度から、登録している遊漁船業者の一覧及び遊漁船業者の遵守事項、登録の手続き等の案内を県のホームページに掲載している。



市町村別登録業者数

業種別登録業者数

※営業所が所在する県で登録を受けなければならないため、県外の業者を含む（表示は事業者住所）

(3) 火光を利用する釣(夜たき釣)について

- ・ 平成15年度に資源に多大な影響を与えることから夜たき釣を禁止とし、現地でパンフレットを配布するなどの周知、啓発を行った結果、夜たき釣を行う者は大きく減少した。
- ・ しかし、指導、啓発が少なくなったことで、平成18年度頃から再び夜たき釣が活発化し、指導をかいくぐるような行為が見られるようになった。
- ・ 平成20年度には夜たき釣禁止の周知期間は終了したと判断し、指導と併せて取締による対応に転換した。
- ・ 平成21年度からは海上保安部と合同取締を実施するなど、対応を強化している。
- ・ その後、年間に数件検挙しており夜たき釣は減少しているが、平成26年にあった事案では、「作業灯」と称した光源を船の外まで届かせて利用する等、海面照射の方法が巧妙化している。
- ・ 県は平成29年度に夜たき釣を行っていたと思慮される船舶に対して指導を行ったが、平成27、28、30年度は巡回中に夜たき釣を発見することは無かった。なお、海上保安部は平成30年度に2件2名の夜たき釣を検挙している。
- ・ 今後もパンフレットによる啓発等を実施するとともに、取締船による巡回指導と取締を行っていく。

岡山県海面での夜たき釣の取締状況

機関名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
海上保安部	0(0)	0(0)	2(3)	2(2)
岡山県	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	0(0)	0(0)	2(3)	2(2)

※ 数字は検挙件数、括弧内は検挙人数

(4) 笠岡地区海洋牧場について

①経緯

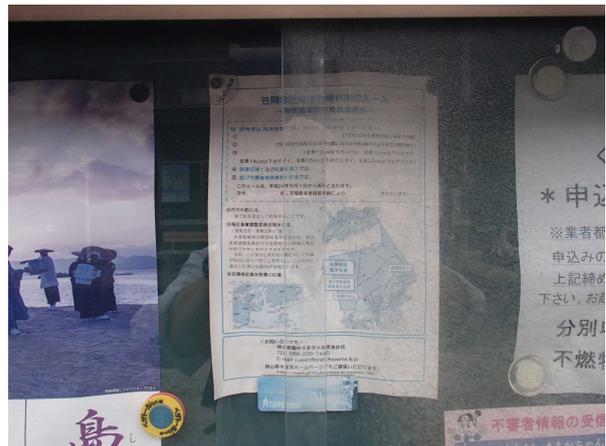
平成19年度から岡山県海面利用協議会において海洋牧場の利用ルールについて検討し、平成24年9月に笠岡地区海洋牧場利用のルールを定めた海区漁業調整委員会指示が発出された。(別添「笠岡地区海洋牧場利用のルール」パンフレットを参照)

②周知啓発状況について

- 平成27年度から継続して、新笠岡港プレジャーボート施設の入口や三洋汽船の待合室等に笠岡地区海洋牧場ルール周知看板の設置及びポスターの掲示を行っている。平成29年度には高島南側に釣り禁止を明示する看板を設置した。
- 平成30年度には保護水面の位置を明示するブイが流出したため、その修復を行うとともに、高島地先に設置していた保護水面区域を明示する看板が風波等により流失したため、その修復を行った。



笠岡地区海洋牧場ルール周知看板



笠岡地区海洋牧場ルール周知ポスター



高島南側「釣り禁止」看板①



高島南側「釣り禁止」看板②



保護水面をの位置を明示するブイ



高島地先「保護水面区域」看板

- ・ 県水産課のホームページと「海の手帳」に海洋牧場利用のルールを掲載した。
- ・ 釣具店及び県管理等のマリーナに「海の手帳」とパンフレットの配布を行った。

③平成30年度の指導・取締状況について

取締船等により巡回指導を行い、海洋牧場内で釣りをしている乗船者にルールを説明した。(巡回8回中、4隻4名に対して指導を実施)。

ルールについて把握している遊漁者が多く、委員会指示に違反する遊漁者はいなかった。



巡回指導の様子



巡回指導の様子

(5) 牛窓地区保護水面について

①経緯

水産動植物の保護培養のため、瀬戸内市牛窓町鹿忍地先の一部を保護水面に指定して、一切の水産動植物の採捕を禁止している。平成27年の秋に、保護水面内で釣りをしていた者に指導をしたところ、「この時期は釣り人が多い」との情報を得たことから平成28年から現地での指導を開始した。(別添「牛窓保護水面について」パンフレットを参照)

②周知啓発状況について

・周知看板の設置

平成28年度に保護水面の海ぎわに、周知看板を4カ所増設し、計18カ所とした。特に遊漁者による釣り行為がみられた堤防には「釣り禁止」の表示看板を設置した。平成29年度には破損していた基点の標柱及び、看板の修復を行った。



保護水面周知看板



「釣り禁止」看板



修復した基点の標柱

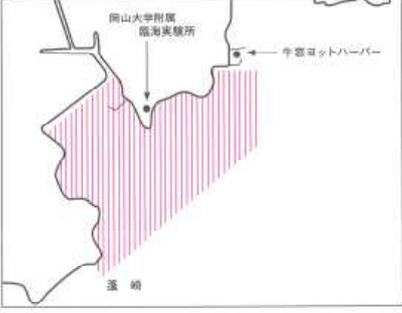


看板設置位置図

- ・「海の手帳」、県ホームページへの掲載を行った。

牛窓保護水面について

斜線の区域は、水産動植物の産卵・育成の場として国の指定を受けた保護水面です。
周年すべての水産動植物の採捕が禁止されています。
 違反者は、岡山県海面漁業調整規則により処罰の対象となります。



ルールやマナーを守って釣りを楽しみましょう。

-14-

笠岡地区海洋牧場の利用について

岡山県西部の笠岡地区海洋牧場は、水産資源を効率的に増やし、周辺海域に水産資源を供給することを目的として整備した海域です。

● 笠岡地区海洋牧場では、次のルールを守ってください。

- ① 魚釣りでの疑似餌針(ケビキ針等)の使用禁止 (12月1日から翌年3月31日までの間)
- ② ながり釣りの禁止 (7月1日時から9月30日までの間にあける午前4時から翌年までの間を除く)
- ③ 30cm未満の魚の採捕禁止 (全長12cm以下のメバル、全長10cm以下のカサゴ、全長14cm以下のマダイ、全長15cm以下のクロダイ、全長23cm以下のキジハタ)
- ④ 保護水面及び保護区域1、保護区域2では、全ての漁法で採捕禁止

※ながり釣とは、船で船を固定して釣をすることです。



-15-

「海の手帳」該当ページ

- ・岡山県警察瀬戸内警察署へ指導、取締への協力依頼を行った。

③平成30年度の指導・取締状況について

平成30年度から現地での指導と併せて、取締による対応に転換した。平成30年度の水産課による巡回では保護水面で釣りをしている遊漁者には遭遇しなかった。

なお、海上保安部は平成30年度に2件2名の夜たき釣を検挙している。

3 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

(1) 平成30年度普及・啓発、指導実績

①普及・啓発実績

ア 「海の手帳」を作成し、釣具店やマリーナ等へ配布した。

配布先	配布部数	件数	平均配付部数
漁協	3,910	32	122
行政機関	5,370	19	283
保安部、その他関係団体	1,510	8	189
県漁連、出張所など	570	3	190
釣具店	15,110	100	151
遊漁船業者	11,550	105	110
マリーナ	2,980	20	149
計	41,000	287	

イ 県及び市が管理するプレジャーボート係留施設において、船舶所有者へ啓発用チラシ（別添「遊漁者の皆さんへ」）を配布した。

ウ 香川県の要請により、イイダコ釣りのマナーに関するチラシを県内釣具店へ配布し、県管理等のプレジャーボート係留施設への配布も予定している。

②指導実績

取締船による夜たき釣等の巡回指導を実施した。

(2) 平成31年度普及・啓発、指導計画

①普及・啓発計画

ア 「海の手帳」、「海で楽しむみなさんへ」を作成し、釣具店やマリーナ、船舶免許更新講習を実施している機関等へ配布を行う。

イ 県管理等プレジャーボート係留施設、民間マリーナを利用する船舶所有者へパンフレットを配布する。

②指導計画

取締船等での巡回を実施し、夜たき釣や遊漁者による船舶を利用したまきえ釣、保護水面での採捕行為等に対して、指導、取締を行う。

4 香川・岡山広域海面利用協議会委員（案）について

氏 名	役 職	備 考
川 淵 義徳	日生町漁業協同組合 理事	
千 田 博通	岡山県西部地区小型船安全協会会長	
西 田 久志	笠岡観光釣船漁業組合長	
原 田 房行	笠岡市漁業協同組合 理事	
濱 野 力	たまの漁業協同組合代表理事組合長	
山 崎 徹成	プレジャーボート釣り同好会会長	
宮 本 幹央	水島海上保安部 航行安全課長	

役職等に異動があった際は、その役職の後任者へ出席を依頼するものとする。

※平成31年7月頃、岡山県内にて開催予定